

令和5年度「丸のこ等取扱い作業従事者」特別教育講習のご案内

丸のこは、木材等を切断するために建設業等で広く使用されている工具です。のこ歯を電気によって高速回転させる工具であるため、作業方法の問題などにより、この機械による指の切断、大腿部の裂傷等の重篤な災害が多く発生しています。このため、厚生労働省では、労働安全衛生法第59条第3項の特別教育に準じた教育として、携帯用丸のこ盤作業に従事する労働者に対する安全教育の実施を求めています。(平成22年7月14日基安発0714第2号)当組合では、標記特別教育講習を下記のとおり開催することと致しました。この機会に是非受講ください。

記

- 1 開催日時 令和5年8月23日(水)
午前10時～午後3時(受付:午前9時30分から)
- 2 場所 全建岐阜厚生会館(全建総連岐阜建設労働組合)
岐阜市藪田南3丁目9番5号 電話(058)247-3131
- 3 講習内容 <<学科教育>>
- | | | |
|----------------------|-------|--|
| 1. 丸のこ等に関する知識 | 0.5時間 | |
| 2. 丸のこ等を使用する作業に関する知識 | 1.5時間 | |
| 3. 安全な作業方法に関する知識 | 0.5時間 | |
| 4. 丸のこ等の点検及び整備に関する知識 | 0.5時間 | |
| 5. 関係法令 | 0.5時間 | |
- <<実技教育>>
- | | | |
|---------------|-------|-------|
| 丸のこ等の正しい取扱い方法 | 0.5時間 | 合計4時間 |
|---------------|-------|-------|
- 4 受講料 ◆組合員 4,000円
(テキスト代込) ◆組合員以外 6,000円
◆連携団体会員 5,000円
↳ ((一社)東海木造住宅協会、ぎふの木の住まい協議会)
- 5 申込期間 令和5年6月26日(月)～令和5年8月4日(金)
- 6 定員 定員24名(定員になり次第締め切ります)
- 7 申込方法 「申込書」に必要事項をご記入の上、**顔写真2枚(3cm×2.5cm)、本人確認書類(運転免許証・健康保険証等)のコピー**を貼付し、以下へ申し込み、受講料を納入して下さい。地域事務所や県本部へ直接お持ちいただいても結構です。
- | |
|--|
| 送付先 〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南3丁目9番5号
全建総連岐阜建設労働組合県本部 |
| 受講料の振込先 東海労働金庫 岐阜支店(普通) 377196
(名義人)全建総連岐阜建設労働組合県本部 |
- 8 その他 (1)振込手数料は、お振込人払いでお願いします。
(2)ご都合により受講をされない場合でも、受講料はお返し出来ません。
(3)受講者が僅少の場合には、講習を中止することがあります。
(4)当日は筆記用具(鉛筆・消しゴム)と、送付致します「受講票」を持参して下さい。